



平成 24 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン銀行  
代表者名 代表取締役社長 二子石 謙輔  
(コード番号：8410)  
問合せ先 取締役常務執行役員企画部長 舟竹 泰昭  
(TEL：03-3211-3041)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行に関する補足事項  
「支配株主との取引等に関する事項」について

平成 24 年 7 月 6 日に発表いたしました「株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ」につきまして、「支配株主との取引等に関する事項」を下記の通り補足させていただきます。

記

1. 本件株式報酬型ストック・オプションの発行は、その一部につきまして、当社の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの取締役を兼務する取締役（1名）を割当対象としておりますので、支配株主との取引等に該当しております。
2. 当社では、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」について「株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下、7&iグループ）は、当社議決権の45.81%を間接保有する親会社であり、適時開示規則に定められた支配株主に当たりますが、当社は、事業戦略・人事政策・資本政策等の全てを独立して主体的に検討・決定の上、事業活動を展開しております。また、少数株主の保護の観点から、一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立性を有する社外取締役・社外監査役を配置することとしております（2012年6月19日現在の独立役員は5名）。」と定めております。本件株式報酬型ストック・オプションの発行は、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役会において決定されたものであり、また、当該取締役会には独立役員である社外取締役2名及び社外監査役3名が出席し、当該社外取締役2名が当該決定に賛成したものであり、本件は、当該指針に則って決定されております。
3. 利益相反を回避するための措置及び公正性を担保するための措置としましては、本件株式報酬型ストック・オプションは、社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行しております。また、発行内容及び条件についても、一般的な新株予約権発行の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであります。さらに、本件株式報酬型ストック・オプションの付与が恣意的とならないよう、当社及び割当対象者から独立した第三者評価

機関である株式会社プルータス・コンサルティングによって、本件株式報酬型ストック・オプションの公正価値を算出し、その結果に基づいた割当てを行っております。

4. 本件株式報酬型ストック・オプションの発行については、平成24年7月6日に支配株主との間に利害関係を有しない独立役員である社外監査役より、本件ストック・オプションが社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行されるものであり、また、発行内容及び条件についても、一般的な新株予約権の発行内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであり、少数株主にとって不利益なものではない旨の、意見を得ております。

以上